施設園芸省エネ化緊急対策事業実施要領

（趣旨）

第１条　施設園芸省エネ化緊急対策事業（以下「本事業」という。）の補助金交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第２条　燃料高騰による影響を受けた施設園芸農家に対し、燃料経費や化石燃料削減につながる省エネ機器の導入等を支援し、持続可能な栽培体系への転換を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第３条　本事業の事業内容は、別表１のとおりとする。

（事業実施計画の承認申請）

第４条　要項第３条の事業実施計画承認申請書は、知事が別に定める期日までに事業実施計画書を添えて提出するものとする。

２　事業実施計画承認申請に添付する事業実施計画書の様式は、別紙第１号様式とする。

（事業実施計画の変更承認申請）

第５条　要項第５条第１項の事業実施変更計画書の様式は、別紙第１号様式とする。

（補助金の交付申請）

第６条　要項第６条第２項第１号の事業計画書、要項第８条第２項の事業変更計画書の様式は、別紙第１号様式を準用するものとする。

（事業の補助金等交付決定前着手）

第７条　要項第９条第１項の補助金等交付決定前着手承認申請書の様式は、別紙第２号様式とする。

（実績報告）

第８条　要項第１３条第２項第１号の事業実績報告書の様式は、別紙第１号様式とする。

（実施状況報告）

第９条　事業実施主体は、事業実施年度の翌年度８月末日までに、実施状況を別紙第３号様式により知事に報告するものとする。

（財産の処分の制限）

第１０条　要項第１７条第１項に規定する期間は、別表２に定める期間とする。

（関係書類の閲覧）

第１１条　知事は、必要に応じて、補助事業実施者の事業に係る経理内容を調査し、関係書類等の閲覧を求めることができる。

（その他）

第１２条　この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

　この要領は、令和５年６月１４日から施行する。